長崎市森林整備計画

計　画　期　間

自　令和　８年　４月　１日

至　令和１８年　３月３１日

令和　８年　４月　１日

長　崎　県

長　崎　市

目　　次

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 1
１　森林整備の現状と課題 1
２　森林整備の基本方針 3
３　森林施業の合理化に関する基本方針 4
II　森林の整備に関する事項 5
第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く） 5
１　樹種別の立木の標準伐期齢 5
２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 5
３　その他必要な事項 6
第２　造林に関する事項 7
１　人工造林に関する事項 7
２　天然更新に関する事項 8
３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 １０
４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 １０
５　その他必要な事項 １１
第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準 １２
１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 １２
２　保育の種類別の標準的な方法 １２
３　その他必要な事項 １３
第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 １３
１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法 １３
２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法 １５
３　その他必要な事項 １９
第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 ２３
１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 ２３
２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策 ２３

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 ２３
４　森林経営管理制度の活用に関する事項 ２３
５　その他必要な事項 ２３
第６　森林施業の共同化の促進に関する事項 ２３
１　森林施業の共同化の促進に関する方針 ２３
２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 ２４
３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 ２４
４　その他必要な事項 ２４
第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 ２４
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 ２４
２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 ２５
３　作業路網の整備に関する事項 ２５
４　その他必要な事項 ２８
第８　その他必要な事項 ２８
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 ２８
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項 ２９
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 ３０
III　森林の保護に関する事項 ３１
第１　鳥獣害の防止に関する事項 ３１
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 ３１
第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項 ３２
１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法 ３２
２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。） ３２
３　林野火災の予防の方法 ３２
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 ３２
５　その他必要な事項 ３３
IV　森林の保健機能の増進に関する事項 ３４
１　保健機能森林の区域 ３４

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項 ３４
３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項 ３４
４　その他必要な事項 ３４
Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項 ３５
１　森林経営計画の作成に関する事項 ３５
２　生活環境の整備に関する事項 ３７
３　森林整備を通じた地域振興に関する事項 ３７
４　森林の総合利用の促進に関する事項 ３７
５　住民参加による森林の整備に関する事項 ３８
６　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 ３８
７　その他必要な事項 ３８
付属資料 ４０

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１ 森林整備の現状と課題

本市は、東アジアに近い九州の西端、長崎県の南部に位置し、古くから、その地理的な利点と豊かな海と港を活かして海外の国々との交流を行い、独自の発展を遂げてきています。

市域の背骨を通るように山稜が位置し、標高５９０ｍの八郎岳を最高に３００ｍから４００ｍ級の山々が連なり、またリアス式の長く複雑な海岸線と相まって独特な景観を作り出しています。

本市の総面積は、４０，５６９ha であり、その内国有林を含めた森林面積は２１，７８０ha で、総面積の５４％を占めています。これらの森林資源は民有林面積が２０，７５９ha で、そのうちヒノキを主体とした人工林の面積は７，２８５ha であり人工林率３３％となっています。３５年生以下の若い林分は、２６３ha で今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要です。３６年生以上の林分は７，０２２ｈａで、人工林の９７％を占め、搬出間伐・主伐が望まれるため、高性能林業機械システム導入による搬出コスト削減を推進する必要があります。また、林業の振興と自然環境・国土の保全の観点から、木材生産機能を考慮した複層林化や長伐期施業などに努める必要があります。

森林は、木材生産機能のほか水資源の確保、山地崩壊の防止、大気の浄化、さらには、地球温暖化防止、景観的役割等の公益的機能を発揮し、地域住民の生活環境の向上に大きく貢献しています。

しかし、森林、林業を取り巻く情勢は厳しく、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、さらに、若年者の山村離れによる後継者不足など林業経営に支障をきたしています。このため、生産基盤の整備をはじめ各種の事業を計画的に推進し、林業経営の安定と森林の持つ公益的機能の向上を図っていく必要があります。

さらに、市街地周辺を森林で覆われているため、今後とも多様な生物の生息・生育環境の保全にも併せて取り組む必要があります。

本市の森林は、地理的な条件や森林資源、環境などの状況から地区ごとに特色があります。

現川、東町地区は、昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行なわれており、齢級構成も他の地区に比べて高く伐期を迎える林分も多くあることから、林業生産活動を促進し適切な森林整備を図るとともに、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、計画的な伐採を推進することが重要です。

式見、福田地区は、自然との調和に配慮し、地区活性化を図ることを目的とした長崎市いこいの里あぐりの丘や式見水源の森等があり、自然環境に優れていることからふれあいの場として活用されています。

茂木、大崎地区は、直営林の周辺に県、林業公社、地元造林組合による分収造林が盛んに行われている所で、昭和初期に植林されたものが現在は主伐され再造林されており、今後、保育、間伐を適正に実施していくことが重要です。

また、モウソウ竹林が多く存在し、本地区の特産品であるタケノコ栽培が行われており、タケ

ノコを生産し販路拡大に取り組むことで、竹林の適正な整備につなげることが重要です。
　併せて、市民の憩いの場である市民の森については、遊歩道、東屋、林内整備等を実施しています。

　三重地区は、林業事業体が所有する山林があり、施業履歴のデータベース化や計画的な施業管理を行い特に枝打ち作業は独自の技術で無節材の生産に取組んでいます。
　また、直営林や県、林業公社による分収造林も多く、複層林や長伐期施業など計画的な森林整備が必要です。

　野母崎地区は、水資源に乏しいことから、安定的な水資源の確保を図るため、高浜ダム周辺の森林の保育等の管理作業が必要です。
　脇岬地区の松林は、保安林や高度公益機能森林の区域に指定されていることから適正に保全する必要があります。

　伊王島地区は、天然広葉樹林が大半を占めており、クヌギ類はシイタケのホダ木として、スギ・ヒノキ・モウソウ竹は自家消費を目的として、マツは緑化のために植栽されたものです。
　沖之島を縦断する市道沖之島循環線の左右にある森林は、自然景観に優れています。

　高島地区は、森林の全てが民有林で、そのうち人工林は全てマツ、天然林のほとんどが広葉樹です。
　飛島磯釣り公園や高島海水浴場などを活用し、平成 22 年度からは地域活性化団体によるシュノ―ケリング体験が開始されており、今後も海を使ったマリンスポーツによる交流人口の増加が期待できます。
　このような中、平成 27 年 7 月には「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である「高島炭鉱」、「端島炭鉱」が世界文化遺産に登録されたことから、観光振興を推進しています。

　香焼地区は、天然広葉樹林が広く分布し、自然景観に恵まれているため、今後も森林資源の育成に努めることが重要です。

　外海地区は、地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施される人工林帯、さらには部分的に広葉樹が林立する天然林帯までバラエティに富んだ林分構成となっています。
　森林資源を林野火災から守る防災機能等を備えた高規格林道として森林基幹道西彼杵半島線が開通し、地域林業の活性化や農山村の生活環境の改善が期待されます。また、間伐材や主伐材の搬出等のコスト削減のためにも森林基幹道の支線として林業専用道を開設しています。
　さらに、本市の主要な水源地を有し、水資源の安定供給と水質保全の維持・確保を図るためにも森林整備を推進することが重要です。
　上黒崎・口福地区は、昔からスギ・ヒノキの造林が盛んに行われており、齢級構成も他地区から比べて高く、伐期を迎える林分も多くあること、環境に優しい素材である木材の有効活用の観点から、林業生産活動を通じた適切な森林整備を図るとともに、複層林や長伐期施業などへの移行や計画的な伐採を推進することが重要です。

扇山・大中尾２地区は天然広葉樹林が多くあり、自然景観に優れており、日本の棚田百選にも選ばれ風光明媚な箇所であり、ダム湖とダム周辺の森林とを結びつけた森林とのふれあいの場として活用が期待されます。

三和地区には、長崎県や林業公社による分収造林契約に基づき、適正な森林施業・管理が行われています。また、野母半島県立公園や川原大池公園、津々谷の滝水源の森などの貴重な自然環境を保全し身近な自然にふれ親しむ場としての活用を図っています。

琴海地区の長浦・戸根地区は古くからヒノキの造林が盛んに行われており、齢級構成も他の地区に比べて高く、伐期を迎える林分も多いことから、適切な森林整備を図るとともに、複層林や長伐期施業などへの移行や計画的な伐採を推進することが重要です。

また、これらの地区は天然広葉樹林が多くあり、自然景観に優れ、特に赤水堤周辺や戸根川沿いは森林とのふれあいの場として活用が期待されます。

手崎川、村松川上流の森林は、水源かん養機能が高く、下流域に水道水、農業用水等を供給しており、水源かん養を重視した森林施業を推進することが重要です。

２ 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林が置かれている自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリェーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の区分ごとに、重視すべき機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりと定めることとします。

森林の有する機能		機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能		下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能		下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能		樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健機能維持増進森林	保健・レクリェーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
	文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
	生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林

木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

（2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林施業の推進方策は下記のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">森林の有する機能</th><th>森林施業の推進方策</th></tr>
<tr><td colspan="2">水源涵養機能</td><td>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">山地災害防止機能／土壌保全機能</td><td>災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、立地条件や市（町）民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">快適環境形成機能</td><td>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">保健機能維持増進森林</td><td>保健・レクリェーション機能</td><td>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市（町）民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</td></tr>
<tr><td>文化機能</td><td>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</td></tr>
<tr><td>生物多様性保全機能</td><td>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">木材等生産機能</td><td>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林､保育及び間伐等を推進することを基本とします。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</td></tr>
</table>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、市、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業後継者及び従事者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとします。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の伐採については、次の事項に従って適切に行う事とします。

地　　域	樹種				
	ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
本市全域	３５年	４０年	３５年	４０年	２０年

注）標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を行なうよう努めるものとしますが、当面は上表により対応するものとします。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐とします。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとします。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとします。

択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が３０％以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては４０％以下）であるものとします。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとします。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとします。また、伐採の対象とする立木については、１に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとします。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとします。また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとします。さらに、林地の保全、風致の維持並びに渓流周辺及び尾根筋等

の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとします。

前述に定めるものを除き、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全に配慮する観点から「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき伐採するものとします。

さらに集材に当たっては、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適合した方法により行なうものとします。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、経営目的により下表を目安として定めるものとします。

樹　種	施業体系	主伐の時期（年）
ス　ギ	短伐期	５０
	長伐期	７０
ヒノキ	短伐期	５５
	長伐期	８０

（注）長伐期施業とは標準伐期齢の概ね２倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいいます。以下同じ。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

区　　分	樹　　種　　名		備　考
	針　葉　樹	広　葉　樹	
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、イヌマキ、マツ その他地域の有用樹	クヌギ、ケヤキ、コナラ ヤマザクラ、 その他地域の有用樹	

注）定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択することができます。

また、苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉が少ない苗木の導入及び増加に努めることとします。

(2) 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、樹種別に下表の 1 ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽することとします。

ア　人工造林の樹種別の植栽本数

樹種	標準的な植栽本数（本/ha）
スギ	1,500～3,000
ヒノキ	1,500～3,000
広葉樹	1,500～3,000

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定することとします。

イ　その他人工造林の方法

区　　分	標　　準　　的　　な　　方　　法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とします。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、切株等を利用した簡易な土留め棚を設けた地拵えを行い林地の保全に努めるものとします。 ただし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には筋置とするなど地勢に留意することとします。 なお、コンテナ苗の活用や高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地拵えや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、作業の効率化・省力化に努めます。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付け方は丁寧植えとします。
植栽の時期	春植えを励行し、２月上旬～４月初旬までに行うものとします。ただし、コンテナ苗を除く。
シカによる食害対策	シカによる苗木の食害が危惧される場合には、人工造林地の周囲に防鹿ネットを張るなどの被害防止策を適切に行います。なお、防鹿ネットを張る際は、ネットの上下から侵入されるおそれがないか十分に検討し、張った後も適切に維持管理を行います。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及び皆伐による伐採に係るもので、人工造林により更新を図るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に植栽による更新を完了するものとします。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に完了するものとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行い、長崎県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとします。

(1) 天然更新の対象樹種

区　　分		樹　　種　　名		備　考
		針　葉　樹	広　葉　樹	
天然更新の対象樹種		マツ等	カシ、シイ類、クヌギ、ケヤキ、コナラ、ツバキ、 その他地域の有用樹等	
	ぼう芽による更新が可能な樹種	―	上記のうち将来高木となりうる樹種	

※その他地域の有用樹種については、長崎県天然更新完了基準で定める樹種に含まれる樹種とします。

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新については、伐採の一定期間（2 年程度）の後に更新状況を確認するとともに、更新が完了していない場合には更新補助作業を実施するか植栽による確実な更新を図るものとします。

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹　種	期待成立本数
上表対象樹種とする	16,000 本／ｈａ

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区　　分	標　　準　　的　　な　　方　　法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積により天然下種更新が阻害されている箇所については、掻きおこしや枝条整理等を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとします。

刈出し	幼稚樹の生育が下層植生によって阻害されている場合は、幼稚樹の周囲を刈り払い、成長促進を図ることとします。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新が不十分な箇所には、適切な樹種を必要な本数植え込むものとします。
芽 か き	萌芽更新を行った箇所は、ぼう芽の優勢が明らかとなる２年目頃に必要に応じて芽かきを行い、優良芽を一株当たり３～４本残すものとし、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとします。

ウ　その他天然更新の方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了の確認については、長崎県天然更新完了基準により行うとともに、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には天然更新補助作業または植栽により確実に更新を図ることとします。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とします。また、更新補助作業が必要なものについては、更新補助作業を実施して確実な更新を図ることとします。

3　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

次の図を基準とします。

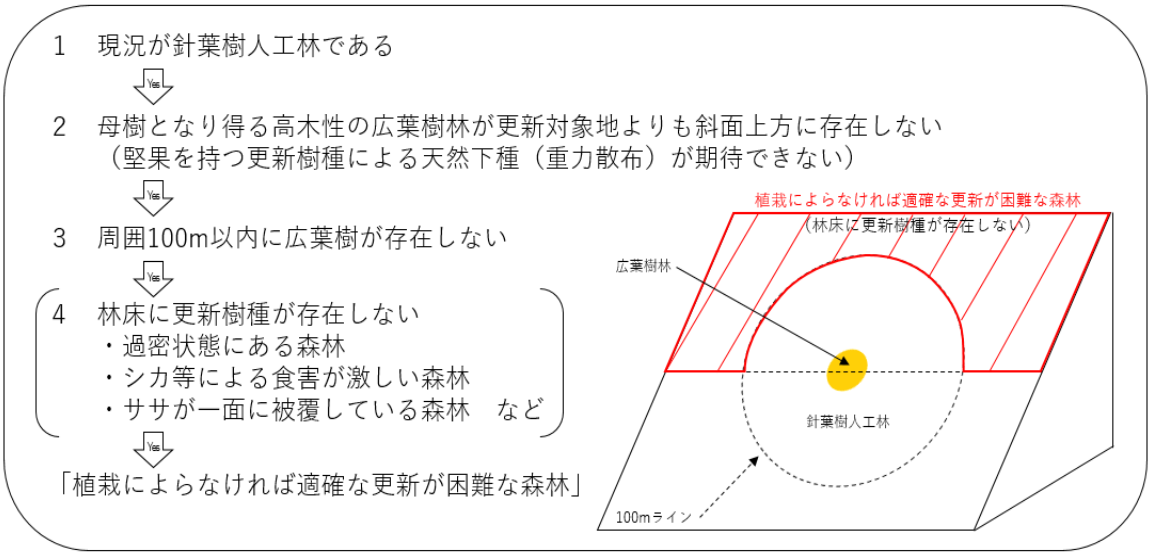

資料：「天然更新完了基準作成の手引き（解説編）」（林野庁）より

少なくとも 5ha 以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合、市職員が現地の状況等を勘案し上記の基準に該当する場合は、計画を変更し、人工造林を計画するように指導することとします。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森　林　の　区　域	備　考
該当なし	

4　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の（１）による

イ　天然更新の場合

２の（１）による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が、5 年生時点で生育し得る最大の立木本数として想定される本数は、１６，０００本／ha とします。

ア　天然生林

主として天然力を活用（※３）することにより成立・維持される森林。例えば天然更新によるシイ・カシ・ブナ・コメツガ等の森林（※４）

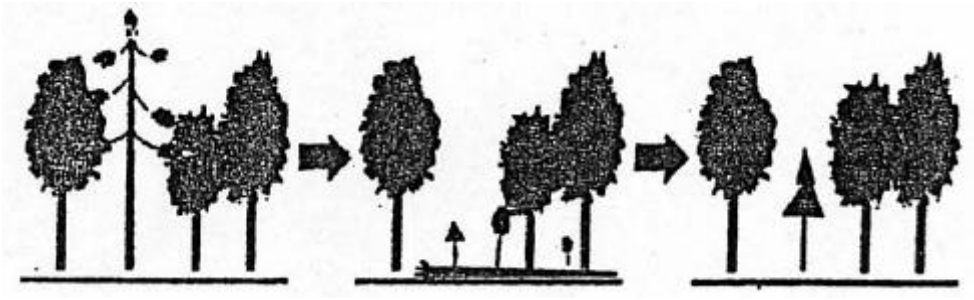

※３：「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽して生育することを指します。

※４：天然生林は、未立木地、竹林等を含みます。

５ その他必要な事項

(1)　天然更新完了の判断基準については、更新木の稚幼樹のうち樹高０．３ｍ以上のものが、１ha 当り、概ね５，０００本以上かつ均等に成立した状態をもって更新完了とします。

ただし、

１　更新木は、将来その林分において高木となりうる樹種とします。

２　当該林分の区域内において前述の基準を満たしている区域の割合が７０％以上であることとします。

(2)　国庫補助事業等の活用による造林の実施と併せて、広葉樹の植栽を推進することとします。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数（本/ha）	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）				標準的な方法
			初　回	２回目	３回目	４回目	
スギ	短伐期	1,500～3,000	１９	２６	３４	４３	間伐率は、本数または材積比で概ね３０％とします。 間伐の選木は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく留意することとします。 平均的な間伐実施時期の間隔として ○標準伐期齢未満・・・１０年 ○標準伐期齢以上・・・１５年 とします。
	長伐期	1,500～3,000	２０	２７	３８	５０	
ヒノキ	短伐期	1,500～3,000	２２	３１	４４		
	長伐期	1,500～3,000	２０	２８	３８	５２	

（注）保安林にあっては、森林法を遵守し定められた指定施業要件の間伐率の範囲で行うこととします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
下刈	スギ	①	①	①	①	①	①	←	①		→							植栽木が下草より抜け出るまで行なう。実施時期は、６～７月頃を目安とします。	
	ヒノキ	①	①	①	①	①	①	←	①		→								
つる切	スギ							←	①		→							下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行なう。実施時期は、６～７月頃を目安とします。	
	ヒノキ								←	①	→								
除伐	スギ											←	①	→				造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去します。実施時期は、１０～３月頃を目安とします。	
	ヒノキ												←	①	→				

枝　打	ヒノキ										←	—	—	①	—	—	→	病害虫の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行ないます。実施時期は、樹木の成長休止期の 12 月下旬～３月上旬頃とします。	

(注) ①、②は、実施回数。

３ その他必要な事項

該当なし

第4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１ 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定めるものとします。

イ　施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとします。伐期の延長を推進すべき森林、長伐期施業を推進すべき森林の区域については、別表２により定めるものとします。また、森林の伐期齢の下限を標準伐期齢+10 年とします。

森林の伐期齢の下限

地　　域	樹　　種				
	ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	４５年	５０年	４５年	５０年	３０年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

次の①から④に掲げる森林を別表１により定めるものとします。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を

推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定めるものとします。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

潮害防備保安林、風害防備保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接に関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとします。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能及び文化機能が高い森林等について定めるものとします。

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林等とします。

イ　施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小ならびに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には当該施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進することとします。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべきとして定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図ることとし、森林の伐期齢の下限を標準伐期齢×２とします。

アの①から③の森林のうち、長伐期施業を推進すべき森林を別表2により定めることとします。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地　　域	樹種				
	ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹
①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ④その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	７０年	８０年	７０年	８０年	４０年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表１により定めるものとします。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、同表により定めるものとします。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽又は天然更新による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行なうこととします。

【別表１】

区分		森林区域	面積（ha）
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		図面に図示	5,774.07
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	図面に図示	31.77
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	図面に図示	10.38
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	図面に図示	250.17
	その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	－	－
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		図面に図示	4,180.67
	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林	図面に図示	371.71

※上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示します。

※木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については､以下の林班とします。

・旧長崎市

１～４林班，６林班，５０林班，５３林班，６５林班，７１～７３林班，７６林班，７８林班，８０林班，８３～８４林班，９７～９８林班，１４９林班，１５９～１６０林班，１６７～１６８林班，１７６林班，１８８～１９１林班，１９３～１９４林班，２２８林班

・三和町

５００５～５００６林班，５０１０林班，５０１５林班，５０１８林班

・外海町

６００１林班，６００６～６００８林班，６０１６林班，６０３５林班

・琴海町

７０１１～７０１３林班，７０１５林班，７０１８林班，７０２３林班～７０２５林班，７０３０林班，７０３７～７０４３林班，７０４７林班～７０５０林班，７０５８林班，７０６０～７０６１林班

※木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林については、以下の林班とします。

・琴海町

７０２４林班，７０３０林班，７０３９林班，７０４２林班，７０４７～７０４８林班，７０５０林班

【別表 2】

施業の方法		森林区域	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林		別表 2-1 参照	5,774.07
長伐期施業を推進すべき森林		別表 2-2 参照	292.32
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	－	－
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	－	－
択伐による複層林施業を推進すべき森林		－	－

〖別表 2-1〗

旧長崎市

１林班, ２林班, ３林班, ４林班, ５林班, ６林班, ９林班, １５林班, ５０林班, ７６林班, ７７林班, ７９林班, ８１林班, ８２林班, ８４林班, ８５林班, ８６林班, ９２林班, １５４林班, １５５林班, １５６林班, １５７林班, １５９林班, １６０林班, １６３林班, １６４林班, １８５林班, １８６林班, １８７林班, １８８林班, １８９林班, １９０林班, １９１林班, １９２林班, １９３林班, １９４林班, ２０１林班, ２０２林班, ２０３林班, ２０４林班, ２０５林班, ２０６林班, ２１０林班, ２１１林班, ２１２林班, ２１３林班, ２１４林班, ２１５林班, ２１６林班,

野母崎

４００９林班, ４０１０林班, ４０２４林班

三　和

５０１４林班, ５０１５林班, ５０１８林班, ５０１９林班

外　海

６００１林班, ６００５林班, ６００６林班, ６００７林班, ６００８林班, ６０１５林班, ６０１６林班, ６０１７林班, ６０１８林班, ６０１９林班, ６０２３林班, ６０３５林班, ６０３７林班, ６０３８林班, ６０４８林班

琴　海

７０１３林班, ７０１５林班, ７０１６林班, ７０１７林班, ７０１８林班, ７０１９林班, ７０２１林班, ７０２４林班, ７０２５林班, ７０２６林班, ７０２７林班, ７０２８林班, ７０２９林班, ７０３０林班, ７０３７林班, ７０３８林班, ７０４１林班, ７０４２林班, ７０４４林班, ７０４６林班, ７０４７林班, ７０４９林班, ７０５０林班, ７０５２林班, ７０５６林班

〖別表 2-2〗

【山地災害防止機能／土壌保全機能】

１１６林班　1-4, 1-5, 1-10, 1-13, 1-20, 2-1, 2-7, 2-11, 2-12, 2-18～2-20, 3～5

【快適環境形成機能維持増進森林】

１９３林班　1-1～1-4，2-2, 2-3, 3-1～3-4，3-27, 3-28, 19-1, 19-2, 20, 22～24, 25-1, 25-2

【保健機能維持増進森林】

２１林班　1-1, 1-2, 2-1, 2-2, 4, 6-1, 6-2, 7-1, 8-1, 8-3, 9, 10, 11-1 ～ 11-3, 12, 13, 14-2, 15, 16-1 ～ 16-15

２２林班　2-2～2-6，4, 9-1～9-4，9-6～9-9，13-1, 13-2, 14-3, 15-1, 15-2, 16, 17-1～17-3, 18, 19-1～19-3, 20, 21-1, 23-1, 23-3, 23-4, 23-6, 23-7, 24～27，28-1, 28-2, 29, 30-4, 32-3, 33, 34-2～34-4，35, 36-2, 36-3, 37～39，42～46，47-1, 47-2, 48, 49-1, 49-2, 50-1, 50-4

２３林班　3-3, 4, 7-3, 9, 11, 17-1, 17-2, 23-1, 23-2, 24, 27～29，36, 37, 38-1, 48-2, 50-2, 50-3, 52-2, 52-3, 55-2, 58, 59-2, 61, 62-2, 64-2, 69, 69-3, 69-6

２４林班　2-5, 4, 6-2, 7, 8-2, 9-1, 9-2, 10, 15-3, 19, 21, 21-1, 22-1, 25, 26-1, 27, 32, 33, 34-1, 36-2, 38-1，39, 40-1, 41-3, 44, 44-1, 47-1, 47-2, 51-2, 52-2

１２８林班　1～3, 4-1, 5～7, 8-1, 8-2, 9～17, 18-1, 18-2, 19-2, 20～26, 27-1, 27-2, 28～36, 37-1～37-7, 38-5, 38-6, 40, 41-2, 42～44, 44-3, 45～56，57-3, 58-2～58-4，59, 61～63，65-1, 65-2, 66, 67-1

１３１林班　3, 4, 6～14, 17-2, 18, 19, 19-1, 20～36, 36-2, 37, 37-2～37-5, 37-7, 39～45, 45-1, 45-3, 46, 47, 49, 53, 54, 54-1～54-4, 54-6, 54-8, 56～63，70～77，78-1～78-4，79, 80-1, 80-2, 81, 81-1, 82, 83, 85, 87, 88, 90～103，104-1, 104-2, 105, 107～123，124, 124-1，124-2，125-1，125-2，126～140，143-3～143-5，143-8，147，148，156-3, 157, 160，160-1，161～168，170

１４９林班　6, 7, 11, 17, 20-2, 20-3, 20-5, 20-8～20-10, 20-12, 20-14, 20-15, 20-21, 21-7, 21-22, 24-3, 25, 26, 27-1, 27-2, 28, 29-1, 30, 31, 35-1～35-3, 38, 40, 44-5, 45-1～45-3, 47-1, 48-1, 49, 51, 52-2, 54, 55, 57, 60-2, 60-3, 60-11～60-13，60-15～60-19，60-21, 60-22, 61, 63, 65, 66-2, 67～73, 74-1～74-4, 75, 76, 77-1, 77-2, 78～82, 86～88, 90-1, 90-2, 91～94, 95-1, 95-2, 96～99, 100-1, 103, 106～109, 111, 112-1, 112-2, 113, 117-1, 117-2, 118, 119, 120-1, 120-2, 121, 128, 158, 159, 173, 175

１８７林班　1-1～1-6，3, 6-5, 6-6, 6-9, 8-3, 8-4, 16, 17-1, 17-2, 17-7, 18-1, 20-7, 22-1, 23, 27, 29, 30-2, 30-3, 30-5, 30-6, 30-16, 30-17, 30-20, 30-21, 30-24, 30-25, 30-27, 30-28, 30-33, 31, 36-1～36-5，36-7, 36-9, 36-11, 36-13, 36-14, 38, 48-1, 49-2, 54-4, 54-5, 56-1, 57～60，61-1, 65, 67, 68, 70-1～70-3，71-1, 72-1, 74～80

１８９林班　1-1, 1-2, 5, 6-7～6-12，7-23, 7-25, 7-27～7-29，7-31～7-34，7-36～7-43，7-46，16，30，31

１９０林班　1-2, 1-10, 1-26, 3-2～3-6，3-9, 3-10

１９１林班　1-1, 1-2, 36～41, 42-1～42-3, 48, 49, 62, 65-2, 65-4, 66-1, 67-1, 67-2, 68-2, 68-3, 69, 80-2, 80-3, 81, 83, 84-3

3 その他必要な事項

長崎県林業公社造林地伐期区分

地区名	林班	特　記
長崎地区	5	林業公社造林地については、長伐期施業とします。 ただし、別表箇所についてはこれを除きます。
	6	
	9	
	77	
	79	
	81	
	84	
	85	
	90	
	91	
	92	
	94	
	101	
	104	
	110	
	129	
	131	
	133	
	134	
	158	
	160	
	163	
	164	
	172	
	173	
	174	
	176	
	221	
	223	
	225	
	252	
	269	
	273	
	274	
	275	
	282	
	287	

長崎県林業公社造林地伐期区分

地区名	林班	特　記
琴海地区	7010	林業公社造林地については、長伐期施業とします。 ただし、別表箇所についてはこれを除きます。
	7011	
	7012	
	7013	
	7014	
	7016	
	7017	
	7018	
	7019	
	7021	
	7022	
	7023	
	7024	
	7026	
	7027	
	7028	
	7029	
	7030	
	7037	
	7038	
	7039	
	7040	
	7042	
	7044	
	7045	
	7047	
	7049	
	7050	
	7052	
	7053	
	7058	
	7059	
	7061	
	7062	
	7063	
	7063	

長崎県林業公社造林地伐期区分

地区名	県林班	特　記
三和地区	5005	林業公社造林地については、長伐期施業とします。 ただし、別表箇所についてはこれを除きます。
	5015	
	5018	
	5020	
	5021	

地区名	県林班	特　記
外海地区	6001	林業公社造林地については、長伐期施業とします。 ただし、別表箇所についてはこれを除きます。
	6004	
	6005	
	6006	
	6007	
	6008	
	6009	
	6010	
	6011	
	6012	
	6014	
	6016	
	6017	
	6018	
	6019	
	6020	
	6022	
	6023	
	6024	
	6030	
	6033	
	6034	
	6038	
	6039	
	6040	
	6041	

長伐期施業をしない公社造林地

外海地区		
林班	小班	支班
6020	234	3

長崎地区		
林班	小班	支班
164	20	4
164	20	5

三和地区		
林班	小班	支班
5018	115	

琴海地区		
林班	小班	支班
7022	148	1
7024	57	1
7024	59	
7024	90	
7061	45	14
7061	47	10
7063	41	10
7063	41	11
7063	48	10

※公社造林地については、分収林契約において山林所有者との契約延長が困難な場合は、この限りではない。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

流域を単位として集約化が可能な地域にあたっては森林組合等による普及啓発活動の推進などにより、施業の集約化を行うための森林所有者間の合意形成を図り、森林の経営規模の拡大に努めることとします。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林組合においては、森林所有者との長期の施業受委託契約に基づき、面的なまとまりをもって持続可能な森林経営を進めることにより、規模拡大を促進することとします。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結するものとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営の計画期間内（5 ヵ年間）において受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権と立木の処分権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず当面施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権限や林産物の販売に係る収支と森林整備に要する支出の関係を明確化するための条件を適切に設定することに留意するものとします。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図りながら、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、林業経営に適さない森林及び経営管理実施権を設定するまでの森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することなどにより、適切な森林の経営管理を推進します。

施業履歴等から森林整備が必要な区域を定め、地域の実情を踏まえた上で、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進めます。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意します。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業を計画的、重点的に行うため、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業委託を図っていくこととします。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進する必要があります。そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとします。森林管理に対して、積極的な森林所有者に対しては、地区集会への参加を呼びかけるとともに、その地区集会を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととします。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施することとします。

(2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作業者の共同により実施することとします。

(3) 共同作業者の一部の人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすることとします。

(4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区　分	作業システム	路網密度（m/ha）		
		基幹路網	細部路網	合　計
緩傾斜地 （0°～　15°）	車両系 作業システム	３５以上	７５以上	１１０以上
中傾斜地 （15°～30°）	車両系 作業システム	２５以上	６０以上	８５以上
	架線系 作業システム	２５以上	－	２５以上
急傾斜地 （30°～35°）	車両系 作業システム	１５以上	４５以上	６０以上
	架線系 作業システム	１５以上	５以上	２０以上
急峻地 （35°～　　）	架線系 作業システム	５以上	－	５以上

◎車両系作業システムのイメージ

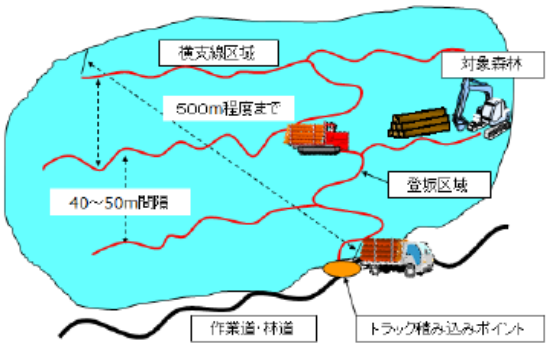

◎架線系作業システムのイメージ

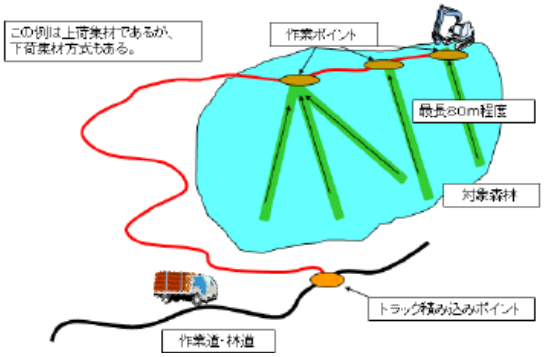

効率的な作業システムの考え方

区分		機械作業システム	主　要　機　械	備考
作業地集中型	緩傾斜地	車輌系	・ハーベスタ→フォワーダ ・グラップル（ウインチ） →プロセッサ→フォワーダ ・スキッダ→プロセッサ →フォワーダ	
	傾斜地	架線系	・タワーヤーダ（スイングヤーダ） →プロセッサ→フォワーダ	

2　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等推進区域

路網整備等 推進区域	面積（ha）	開設予定路線	開設予定延長 （ｋｍ）	対図番号	備　考
長崎地区 51, 52, 53, 54, 55, 61	100	芒塚線	3.7	1	
長崎地区 287, 288, 289, 290	106	矢筈線	3.0	4	
長崎地区 4, 10, 50, 194	74	内藪線	2.9	5	

3　作業路網の整備に関する事項

(1)　基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程（昭和 48 年４月１日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成 22 年９月 24 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、県が定める長崎県林業専用道作設指針（平成 23 年４月 28 日付け 23 森整第 82 号長崎県森林整備室長通知）に則り開設することとします。

イ　基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	(区分)	位 置 (字、林班等)	路線名	延長(ｋｍ)及び箇所数	利用区域面積(ha)	前半５ヶ年の計画箇所	対図番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	芒塚町723～潮見町781	芒塚線	3.7	100	×	1	
開設	自動車道	林業専用道	相川町、多以良町	矢筈線	3.0	106	×	2	
開設	自動車道	林道	宮摺町～大崎町	内藪線	2.9	90	×	3	
拡張	改良舗装			大崎線	12.4	576	×		
拡張	改良舗装			小江線	3.1	131	×		
拡張	改良舗装			唐八景線	5.1	141	×		
拡張	改良			加勢首線	4.8	149	×		
拡張	改良舗装			小ヶ倉線	0.6	36	×		
拡張	改良舗装			大山線	4.2	131	×		
拡張	改良			木下線	0.2	29	×		
拡張	改良			堤平線	0.8	76	×		
拡張	改良舗装			上浦線	1.4	77	×		
拡張	改良舗装			現川線	1.8	33	×		
拡張	改良舗装			宮摺線	3.8	95	×		
拡張	改良舗装			普賢岳線	3.6	137	×		
拡張	改良			朝古場線	0.4	57	×		
拡張	改良			新戸町線	0.7	37	×		
拡張	改良舗装			船石岳線	1.9	59	×		
拡張	改良舗装			小次郎線	2.0	68	×		
拡張	改良舗装			小江原線	1.0	32	×		
拡張	改良舗装			日見金毘羅線	0.9	45	×		
拡張	改良舗装			権現線	3.5	106	×		
拡張	改良舗装			松本線	0.8	60	×		
拡張	改良舗装			大牧線	5.6	174	×		
拡張	改良舗装			浦山線	0.6	55	×		
拡張	改良舗装			土佐賀山線	2.5	123	×		
拡張	改良舗装			大崎(香焼)線	0.9	45	×		
拡張	改良舗装			木場線	0.8	70	×		

ウ　基幹路網の維持・管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

また、「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドラインの策定について」（平成２７年３月２７日付け２６林整整第８５２号林野庁森林整備部整備課長通知）等に基づくインフラの長寿命化を図るため、林道橋等の個別施設計画を策定し、計画に基づき点検と補修を実施することとします。

(2)　細部路網の整備に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、県が定める長崎県森林作業道作設指針（平成 23 年 4 月 28 日付け 23 森整第 82 号長崎県森林整備室長通知）に則り開設することとします。

区　　分	配　慮　す　べ　き　事　項
路　　網	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。 横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定。
切　土　高	できる限り低くするとともに、土質に応じた適正な勾配で切り取る。
盛　土　高	できる限り低くするとともに、地山に応じて安定した勾配で施工する。
盛土の施工	「段切り」や「締固め」を行う。 また、急斜面では丸太組工法を採用するなど安定を図る。 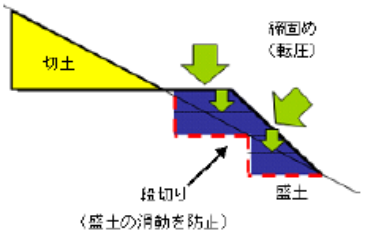 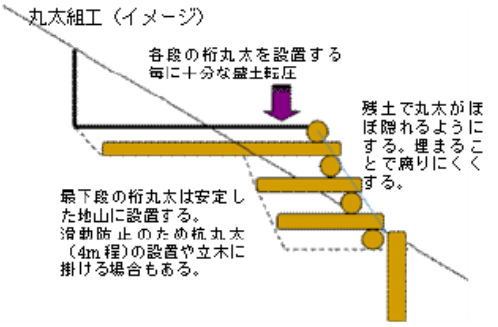
排水施設	管渠は豪雨や維持管理不足等により土石や流木等が詰まりやすく、結果として路体の流出・崩壊や土石流の原因となる事例が多いため、流量の少ない谷では洗越工を基本とする。 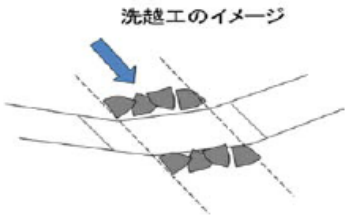
路面水の処理	土盛横断排水工を施工するとともに、路面水が集中しないよう分散排水をする。 また、排水する箇所は、できるだけ安定した場所（尾根がかった所）を選んで設置する。 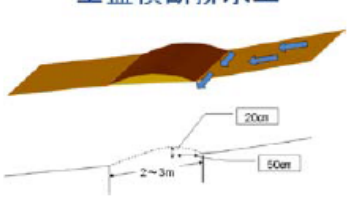
残土処理	土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理することとします。

4　その他必要な事項

該当なし

第8　その他必要な事項

1　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の低減を図ることとします。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努める一方、森林

組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した協同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び作業班の雇用の通年化と近代化に努めることとします。

２ 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林の人工林は１０、１１齢級が大半であり、主伐期を迎える人工林が増加しております。しかし、林家の経営は零細で、かつ、森林管理道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化が遅れています。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に適応した機械化の導入を図るものとします。

前項の内容を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を以下のとおり設定することとします。

作業の種類	現　状（参考）	将　　来
伐　倒	チェーンソー	チェーンソー ハーベスタ
造　材	チェーンソー プロセッサ	チェーンソー プロセッサ
集　材	グラップル フォワーダ グラップル・クレーン付トラック	フォワーダ スイングヤーダ グラップル・クレーン付トラック
地　　拵 下　　刈	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機
枝　　打	人　力 自動枝打機	人　力 自動枝打機

① 間伐の早急な実施を促進するため、森林組合等によるプロセッサやフォワーダ等の高性能林業機械の導入やリースによる活用を推進します。

② 高性能林業機械のオペレーターを育成するため県の実施する研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進します。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市における素材の生産流通・加工においては、製材工場は小規模の個人経営であり、規模の拡大もあまり望めない現状であります。

木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需要開発を検討するとともに公共建築物等において、木材の利用を促進するなど有効利用を目指します。

特用林産物のうち本市の特産品のひとつであるタケノコについては、茂木地区等において生産が行われてはいますが、近年の価格の低迷及び気象災害により生産量が落込んでおり、今後については、現状の生産機能を維持することとします。

また、琴海地区の特用林産物のエリンギについては、戸根地区において生産が行われています。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施するべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の（１）及び（２）を定めるものとします。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成 28 年 10 月 20 日付 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づきニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータに基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表３に定めるものとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じて単独又は組み合わて推進するものとします。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止対策を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとします。

ア　植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施（被害があまり発生しておらず鳥獣害防止施設の設置等を行う必要がない森林等について森林所有者等による巡視による現地の確認）

イ　捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

別表３

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積(ha)
ニホンジカ	１　２　３　４　５　６　９　１０　１１ １２　１３　１４　１５　１６　１７　２０ ２１　２２　２３　２４　２５　２６　２７ ２８　２９　５０　８３　８４　８５ １０１　１０２　１０３　１０４　２２２ ２２３　２２４　２２５　２２６　２２７ ２２９　１５５　１５６　１５９　１６７ １６８　１６９　１７０　１７４　１７５ １７６　１７７　１７８　１７９　１８２ １８３　１８４　１８５　１８６　１８７ １８８　１８９　１９０　１９１　１９２ １９３　１９４　２１７　２１８（長崎地区）	3,131.54

※公益的機能別施業森林図に図示。

(3) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法を定めるとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図るものとします。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

１ 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

本市におけるマツクイムシの被害は依然として発生しており、特に高齢級の松林を中心に被害の発生が続発しています。このような状況から、森林病害虫防除事業等により、地上散布及び被害木の伐倒駆除等を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めているところであります。

また、地域住民に対する啓発活動を行い、地域と一体になった健全な森林育成に努めるとともに、被害の状況等に応じ被害跡地の復旧及び抵抗性を有する品種及び他の樹種への計画的な転換を図るものとします。

(2) その他

森林病害虫等により被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、市、森林組合、林業事業体、県、森林所有者等の連携によって被害対策や被害監視から防除実行について適確に行うものとします。

２ 鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

シカやイノシシによる森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、ワイヤーメッシュや罠などの広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進します。

３ 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに森林の巡視等を通じ山火事予防に努めます。

また、防火線、保護標識等の設置及び地域住民等への普及啓発も併せて推進します。

４ 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを行う場合、長崎市火入れに関する条例を遵守するとともに、火入れ地の周囲の状況、防火の施設の計画、火入れを行おうとする期間における気象状況の見通し等を勘案することとします。

5 その他必要な事項

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の所在	伐採を促進すべき理由	備　　考
該当なし		

注）病害虫の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採を促進することにつき、市長が個別に判断するものとします。

(2) その他

該当なし

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積						備考
位置	林班	天然林	人工林	竹林	無立木地	その他	合計	
長崎市民の森	21～24 187～191	186.44	492.84	20.9	64.44	0	765	
岩屋山の森	149	51.97	78.07	0.81	1.92	0	133	
三ツ山の森	80	18.99	83.3	1.96	0.11	0	104	
日見金比羅の森	51	24.80	39.51	3.17	1.52	0	69	
戸石金比羅の森	66	7.26	9.60	0.05	0	0	17	
長崎県民の森	外海 14,15,48 琴海 30,40	190.44	68.50	0.15	10.87	0	270	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な樹種からなる森林を維持し、保安林としての位置づけを高くするとともに、日常生活における身近な緑として、保全・育成・活用を図り、その重要性について広く啓発を行う場として利用するため、下刈り及び枯損木除去等の保育管理に努めます。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
既存施設の維持管理を実施します。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高（m）	備考
ヒノキ	16	
スギ	18	
その他広葉樹	10	サクラ、ヒメシャラ

4 その他必要な事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１ 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行うこととします。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ　Ⅱの第５の３の森林の経営の受委託を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、適切な森林施業を確保するため、森林経営計画の作成に努めるものとします。

(2) 森林法施行規則第 33 条第１号ロの規定に基づく区域

地域の実情に応じた多様な主体による森林経営計画の作成を促進するため、路網の整備の状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができる区域を下記のとおり定めます。

長崎市区域計画一覧表

区域名	林　　班	区域面積
長崎地区1	267～290	1,495.78
長崎地区2	108～119、148	568.00
長崎地区3	120～147、149、150、241	1,255.69
長崎地区4	195、219～222、232、233、238、252～266、291	619.96
長崎地区5	30、31、196～208、216～218、239、240、242～251	1,088.40
長崎地区6	71～74、76～82、87、223、227～231、234～237	946.43
長崎地区7	68、69、75、83～86、88、89、101～106、224～226	638.67
長崎地区8	62～67、90～100、107	993.88
長崎地区9	47、51～61、70、209～215	772.01
長崎地区10	18～29、32～46、48、49	855.23
長崎地区11	167～170、173～179、182～194	1,173.91
長崎地区12	1～17、50	1,016.63
長崎地区13	151～161、163～166、171、172	760.66
長崎地区計		12,185.25
三和地区	5001～5023	1,092.50
計		1,092.50
野母崎地区	4001～4025	1,048.42
計		1,048.42
琴海地区１	7001～7014、7019～7022	1,011.74
琴海地区２	7015～7018、7023～7030、7037、7038、7040	1,000.23
琴海地区３	6025、7031～7036、7039、7041～7052	999.55
琴海地区４	7053～7065	551.55
琴海地区計		3,563.07
外海地区１	6001～6024、6048	1.712.71
外海地区２	6026～6047	1,012.76
外海地区計		2,725.47
高島地区	3001	12.55
計		12.55
伊王島地区	2001, 2002	53.65
計		53.65
香焼地区	1001,1002,1003	76.94
計		76.94
全体計		20,757.85
※欠番　長崎地区	162,180,181林班	

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

公共施設等において地域材を積極的に利用するとともに、市内で生産されたシイタケ等については、地産地消を推進するものとします。また「長崎市民の森」を活用し森林・林業体験プログラムを組み込むことで、一般住民の森林づくりへの直接参加を推進することとします。

4 森林の総合利用の促進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将　　来		対図番号
	位　置	規　模	位　置	規　模	
長崎市民の森	茂木地区	765ha 森林学習施設 休養宿泊施設 運動広場 キャンプ場 東屋 遊歩道 トイレ 樹木園	茂木地区	765ha 森林学習施設 休養宿泊施設 運動広場 キャンプ場 東屋 遊歩道 トイレ 樹木園	1
岩屋山の森	式見地区	133ha 東屋 トイレ 遊歩道	式見地区	133ha 東屋 遊歩道	2
日見金比羅の森	日見地区	69ha 防火広場 展望所 トイレ 遊歩道 東屋	日見地区	69ha 防火広場 展望所 トイレ 遊歩道 東屋	3
三ツ山の森	西浦上 地　区	104ha 遊歩道 東屋 トイレ	西浦上 地　区	104ha 遊歩道 トイレ	4
戸石金比羅の森	戸石地区	17ha 遊歩道	戸石地区	17ha 東屋 遊歩道	5
長崎県民の森	外海地区	382ha 森林学習施設 運動広場 キャンプ場 東屋 遊歩道 トイレ 木工館 天文台	外海地区	382ha 森林学習施設 運動広場 キャンプ場 東屋 遊歩道 トイレ 木工館 天文台	6

5 住民参加による森林の整備に関する事項

本市には、緑の少年団や森林ボランティア団体等があり、緑化や愛林思想について理解や認識を高めるための学習及び自然保護活動を行っています。

また、長崎市体験の森においては、本教室参加プログラムの中に木材を利用した工作づくりや、長崎県自然環境監視員による植物観察会などの身近に自然とふれあう場を設けており、市民や野鳥の会の方々で野鳥観察が活発に行われています。現在、活動している自然愛好会などの組織の協力を得て、森林づくりへの直接参加や森林への理解を推進します。

さらに、あぐりの丘の里山再生地域については、「人と自然のつながり」をコンセプトに市民参加による里山復元と里山体験を行うものとし、昔懐かしい里山を思い出せる場として整備しており、森林地域については、「自然環境」を重視し市民参加のもと、森林、散策路整備と自然を体感する場として整備します。

長崎県の森林づくりのために創設されている「ながさき森林環境税」を活用した「県民参加」の森林づくりや「環境重視」の森林づくり事業などを推進します。

外海地区には、「長崎県民の森」を有し、県民の森のボランティアとして登録された方々である「インタープリター（森の案内人、自然解説員）」によって来園された方々へ森林や自然の魅力が伝えられていることから、自然とのふれあいの中でより多くの市民の皆様に対する自然愛護の普及や森林への理解が期待されます。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

7 その他必要な事項

(1) 保安林等の施業に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとします。

(2) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関や森林組合と連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努めることとします。

(3) 国土保全の観点から森林として管理する土地に関する事項

長崎市民の森区域内の小ヶ倉地区においては水土保全機能が高いことから、長伐期施業及び複層林施業を積極的に取り入れることとします。

また、同区域内の茂木地区においては、市街地から近く野鳥の森、昆虫の森、樹木園等の施設も充実しており、身近な生き物の生息・生育の場となっているとともに、市民に憩いの場を提供しています。

大中尾地区においては、水土保全機能が高いことから、長伐期施業を積極的に取り入れることとします。

琴海地区の手崎、村松、戸根川源流地区を含む丘陵地帯においては水土保全機能が高いことから、長伐期施業等水源かん養及び木材生産機能を重視した森林施業を取り入れることとします。

(4) 環境の保全等の観点から保全すべき森林に関する事項

外海地区の中央部にある大野岳公園の水源かん養保安林については、大野郷生産森林組合を中心となって集落住民参加により地域の環境保全を図っていくこととします。

(5) 公有林の整備に関する事項

本市は、２，６３０ｈａの森林を所有し、分収林を除く直営林は１，５６５ｈａであり、人工林については計画的に間伐、下刈り等を委託し実施することとします。

(6) 木材利用促進方針に関する事項

本市は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、木材利用の促進の意義や基本的事項に定める長崎市建築物等木材利用促進方針を策定しており、木造率の低い建築物等に木材を積極的に利用することで、木材の需要拡大を図り、森林整備を促進することとします。

(7) 間伐材の活用に関する事項

本市の市有林の造林作業で発生する間伐材の活用については、平成 14 年度より設置している間伐材加工所で丸太や板材等の素材提供のほか、バンコ椅子やフラワーポット等に加工し、公共施設等に提供しており、特に、小・中学校については、木製品を年次計画で製作・提供することで、積極的に木造化、木質化を進め、森林の適正な整備及び保全を進めることとします。

付属資料

1　森林整備計画概要図（縮尺５万分の１　地形図）

2　公益的機能別施業森林図

附属参考基礎資料

１．人口及び就業構造 …… 付１
（１）年齢別人口動態
（２）産業部門別就業者数等

２．土地利用 …… 付２

３．森林転用面積 …… 付３

４．森林資源の現況等 …… 付４
（１）保有形態別森林面積
（２）在市者・不在市者別私有林面積
（３）民有林の齢級別面積
（４）保有山林面積規模別林家数
（５）林道の状況

５．計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の存在
…… 付５

６．市町村における林業の位置付け …… 付６

（１）産業別総生産額
（２）製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

７．林業関係の就業状況 …… 付７

８．林業機械等設置状況 …… 付８

９．その他 …… 付９

1 人口及び就業構造

（1）年齢総別人口動態

	年 次	総 数			0～14 歳			15～29 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数（人）	平成 22 年	443,766 (100.0)	203,574	240,192	55,317	28,039	27,278	67,070	32,361	34,709
	平成 27 年	429,508 (96.8)	198,716	230,792	50,265	25,512	24,753	60,564	30,250	30,314
	令和 2 年	409,118 (92.2)	188,519	220,599	46,771	23,975	22,796	51,576	25,116	26,460
構成比（%）	平成 22 年	100.0	45.9	54.1	12.5	6.3	6.1	15.1	7.3	7.8
	平成 27 年	100.0	46.3	53.7	11.7	5.9	5.8	14.1	7.0	7.1
	令和 2 年	100.0	46.1	53.9	11.4	5.9	5.5	12.6	6.1	6.5

	年 次	30～44 歳			45～64 歳			65 歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数（人）	平成 22 年	79,530	37,451	42,079	128,591	60,877	67,714	110,405	43,344	67,061
	平成 27 年	73,009	34,960	38,049	116,028	54,492	61,536	122,974	49,606	73,368
	令和 2 年	62,982	30,085	32,897	108,977	50,994	57,983	132,604	54,621	77,983
構成比（%）	平成 22 年	17.9	8.4	9.5	29.0	13.7	15.3	24.9	9.8	15.1
	平成 27 年	17.0	8.1	8.9	27.0	12.7	14.3	28.6	11.5	17.1
	令和 2 年	15.4	7.4	8.0	26.6	12.4	14.2	32.4	13.3	19.1

（注）1．資料は国勢調査。
2．年次は、結果が公表されている最近３回の国勢調査年次とします。
3．総数の計の（ ）内には各年次の比率を記入します。
4．年齢別人口には年齢不詳を含まないため、総数とは一致しません。
5．平成 17 年の調査結果は、平成 27 年 10 月 1 日現在(旧琴海町含む)の境域に組み替えています。

（2）産業部門別就業者数等

	年 次	総 数	第 1 次 産 業				第２次産業		第３次産業
			農 業	林 業	漁 業	小 計		うち 木材･木製品製造業	
実数（人）	平成 22 年	199,972	2,917	78	1,065	4,060	35,833	－	149,230
	平成 27 年	195,850	2,659	80	919	3,658	36,181	－	146,548
	令和 2 年	184,533	2,122	85	804	3,011	31,003	－	145,240
構成比（%）	平成 22 年	100.0	1.5	0.0	0.5	2.0	17.9	0.0	74.6
	平成 27 年	100.0	1.4	0.0	0.5	1.9	18.5	0.0	74.8
	令和 2 年	100.0	1.1	0.0	0.4	1.6	16.8	0.0	78.7

（注）1．資料は国勢調査。
2．年次は、結果が公表されている最近３回の国勢調査年次とします。
3．産業部門別就業者数には分類不能の産業を含まないため、総数とは一致しません。

2 土地利用

	年 次	総土地面積	耕地面積						
			計	田	畑	樹園地			
							果樹園	茶 園	桑 園
実数 (ha)	平成22年	40,640	－	－	－	－	－	－	－
	平成27年	40,581	－	－	－	－	－	－	－
	令和 2年	40,586	－	－	－	－	－	－	－
構成比 (%)		100.0							

	年 次	草地面積	林野面積			その他面積
			計	森 林	原 野	
実数 (ha)	平成22年	－	21,965	21,909	56	17,322
	平成27年	－	21,834	21,834	－	
	令和 2年		21,793	21,793	－	
構成比 (%)						

（注）1．資料は農林業センサス。
2．年次は、結果が公表されている最近３回の調査年次とします。
3．「林野面積」について調査が行なわれていない年次は空欄とします。
4．「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入します。
ただし、「山林のうち採草地、放牧地」は除きます。
5．1970 年世界農林業センサス林業地域調査の「森林以外の（野草地）」
は、「原野」として取扱うこととします。
6．構成比は、空欄のない最近年次について算出します。

3　森林転用面積

年　次	総　数	工場・事業場用地	住宅・別荘地用地	ゴルフ場・レジャー用地	農 用 地	公共用地	そ の 他
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
昭和 55 年	243	10	148	－	5	42	38
平成 2 年	401	10	171	113	13	45	49
平成 12 年	443	39	162	136	40	51	15

（注）１．資料は農林業センサス。

２．年次は、結果が公表されている最近３回の調査年次とします。

4　森林資源の現況等

（１）保有形態別森林面積

（令和２年３月３１日）

保　有　形　態		総　面　積		立　木　地			人工林率 (B／A)
		面積(A)	比　率	計	人工林(B)	天然林	
総　数		ha 21.793	% 100	ha 19,043	ha 7,286	ha 11,757	% 33.4
国　有　林		1,010	4.6	170	151	19	15.0
公有林	計	2,915	13.4	1,684	936	748	32.1
	都道府県有林	1,033	4.7	335	274	61	26.5
	市町村有林	1,865	8.6	1,334	651	683	34.9
	財産区有林	17	0.1	15	11	4	64.7
私　有　林		17,868	82.0	9,641	3,270	6,371	18.3

（注）１．国有林については森林管理署の資料により、民有林については地域森林計画の所有区分別森林面積蓄積表、民有林資源調査書、森林等の集計等をもとに推計し記入します。

２．官行造林地は、「国有林」欄に、県行造林地等は「都道府県有林」欄に（　）書きで内数として記載するとともに、部分林及び分収林は造林者が保有しているものとして記入する等実質的な経営主体により区分して記入します。学校林は市町村有林とします。

３．私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含めます。

（２）不在市者の森林所有者面積

	年　次	私有林合計	在（市町村）者所有面積	不在市者の森林所有者面積		
				計	県　内	県　外
実数 ha	昭和 55 年	１６，５２２	１３，３５３	３，１６９	１，４０３	１，７６６
	平成 2 年	１６，８０９	１４，８３７	１，９７２	１，２８９	６８３
	平成 12 年	１６，８０６	１４，９３８	１，８６８	１，１３５	７３３
構成比 %	昭和 55 年	１００	８０．８	１９．２	（　８．５）	（１０．７）
	平成 2 年	１００	８８．３	１１．７	（　７．７）	（　４．０）
	平成 12 年	１００	８８．９	１１．１	（　６．７）	（　４．４）

（注）１．資料は世界農林業センサス数値。
２．年次は、結果が公表されている最近３回の調査年次とします。
３．構成比（　）は、不在（市町村）者森林所有面積の県内、県外比率とします。

（３）民有林の齢級別面積　（令和７年３月３１日現在）

齢級別 / 区分	総　数	１・２齢級	３・４齢級	５・６齢級	７・８齢級	９・１０齢級	１１齢級以上
	ｈａ	ha	ha	ha	ha	ha	ha
民有林計	19,075.41	43.93	52.62	225.15	598.93	1,902.57	16,252.21
人工林	7,263.51	16.91	11.40	128.74	356.32	1,561.78	5,210.56
天然林	11,811.90	27.02	41.22	96.41	242.61	340.79	11,041.65
（備　考）　ス　ギ（９.２９％）　ヒノキ（２８.３０％）　マ　ツ（０.４４％）							

（注）１．地域森林計画の資料（森林資源構成表）。
２．備考欄には、主要樹種別の面積比率を記入します。

（４）保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
１～３ha	１，０９４	１０～２０ha	３１	５０～１００ha	５
３～５ha	１９４	２０～３０ha	１２	１００ha 以上	２４
５～１０ha	８０	３０～５０ha	８		
（注）資料は２０１０世界農林業センサス数値				総　数	１，４２７

（５）林道の状況　（令和６年１１月１８日現在）

区　分	路線数	延長	林道にかかる利用区域面積	林道密度
		ｋｍ	ｈａ	ｍ／ｈａ
国有林林道	－	－	－	－
民有林林道	３１	９０．６９５	４，６５６	１９．４８

５　市町村における林業の位置付け

（１）産業別総生産額　（単位：百万円）　平成 29 年度

総生産額（A）		１，５５７，４１９
内訳	第１次産業	１０，６３０
	うち林業	７１
	第２次産業	２７１，８７４
	第３次産業	１，２６６，０９１

（注）長崎県の市町民経済計算に記載されている市町村別の数値です。

（２）製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額　（平成２９年現在）

	事業所数	従業者数	現金給与総額（万円）
全製造業　（A）	３１２	１４,５５４	７，４５５，６１９
うち木材･木製品製造業（B）	１	４	－

B／A	０．３％	０．１％	－

（注）　１．平成２９年版長崎市統計年鑑によるものです。

２．製造業には、林業が含まれておりません。

３．木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」（総務庁）によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれます。

6　林業機械等設置状況

区　　分	総 数	公有林	森林組合	会　社	個人	その他	備　　考
集　材　機	0	0	0	0	0	0	
モノケーブル	0	0	0	0	0	0	ジクザグ集材施設
リモコンウインチ	9	0	0	9	0	0	無線操縦等による木寄機
自走式搬器	2	0	1	1	0	0	リモコン操作による巻き上げ搬器
運　材　車	4	0	0	4	0	0	林内作業車
フォークリフト	0	0	0	0	0	0	
クレーン付トラック	6	0	1	5	0	0	
グラップル	１２	0	3	9	0	0	
ショベル系掘削機械	１８	0	0	１８	0	0	
チェーンソー	３７	0	0	３７	0	0	
刈払機	２１	0	0	２１	0	0	
計	109	0	5	１０４	0	0	
＜高性能機械＞							
フェラーバンチャー	2	0	1	1	0	0	伐倒機械
スキッダ	0	0	0	0	0	0	牽引式集材車両
プロセッサ	4	0	1	3	0	0	枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスタ	2	0	1	1	0	0	伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	5	0	2	3	0	0	積載式集材車両
タワーヤーダ	0	0	0	0	0	0	タワー付き集材機
スイングヤーダ	2	0	1	1	0	0	
グラップルソー	0	0	0	0	0	0	
グラップルバケット	2	0	1	1	0	0	
計	１７	0	7	１０	0	0	

（注）１．林業機械等の種類は適宜追加することとします。

２．単位は、林業機械等の種類により適宜定めることとします。

9　その他

該当なし